

令和7年1月7日

各 位

山 梨 信 用 金 庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ではございますが、当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を起こしましたことを役職員一同深く反省するとともに、被害を受けられたお客さまをはじめ、日頃から当金庫をご愛顧いただいておりますお客さま、会員の皆さま、ならびに地域の皆さまにも多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

この度の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、コンプライアンス意識の徹底と内部管理態勢の充実強化に努め、お客さまからの信頼回復と不祥事件の再発防止に役職員一同全力で取り組んでまいります。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事 故 者 | 元職員（男性、20代、営業担当） |
| (2) 発 生 店 舗 | 昭和支店 |
| (3) 事故の内容 | 事故者は、遊興費や自身の借金の返済に充当するため、お客さまに定期積金や定期預金の解約処理を持ちかけ、お客さまが取引内容の確認をしないことを利用して現金をお渡しせずに着服をしておりました。 |
| (4) 発 覚 日 | 令和6年11月28日 |
| (5) 発覚の経緯 | 被害者のご親族から、被害者の取引に関する調査依頼を受け、事実関係の調査を行った結果、発覚しました。 |
| (6) 発 生 期 間 | 令和5年12月～令和6年11月（12ヶ月間） |
| (7) 事 故 金 額 | 2先 2,660千円 |

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害を受けられたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫びを申し上げます。被害金額につきましては、当金庫が責任をもって全額補償いたします。

3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、法令等に基づき速やかに監督官庁へ報告を行っております。また、所轄の警察署へも相談を行っております。

4. 関係者の処分

事故者につきましては、令和6年12月20日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係する役職員につきましては、内部規程等に基づき厳正な処分を行います。

5. 今後の対応

当金庫では、これまで法令等遵守を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、態勢整備に努めてまいりました。しかしながら、不祥事件の発生を防止することができなかった事実を深く反省し、徹底した発生原因の分析と実効性のある再発防止策の策定を通じて内部管理態勢の一層の強化を図り、お客さまからの信頼回復に役職員一同全力で取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

山梨信用金庫 お客さま相談窓口

電話番号：0120-454-585（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）

【報道関係窓口】

山梨信用金庫 経営企画部

電話番号：055-225-0213

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）